

会計倫理教育

吉盛一郎*

Education on Accounting Ethics

Seiichiro YOSHI

1. はじめに

2000年3月期より、個別決算から連結決算への移行に伴い、連結キャッシュ・フロー計算書や税効果会計の導入、子会社資産・負債の時価評価が採用される¹⁾。

新会計基準の導入は企業の経理担当者に学習の機会を多くもたらすことになる。

しかし、久田公認会計士は「企業会計の直面する緊急の課題は、会計基準やテクニックの導入ではなく、むしろ、企業も職業会計人も倫理観を高め、不正を発見し、不適切な会計処理を排除し、国民の会計人寄せる信頼感を回復することである」という²⁾。

本稿は会計士、税理士等の職業会計人や企業経営者、経理担当者に対する早期の会計倫理教育の必要性を述べるものである。

会計倫理に関する事項に表1の諸倫理と当事者が考えられる。

表1 商業道德の範疇

企業倫理	→	社長・取締役・従業員
職業倫理	→	会計士・税理士
経営倫理	→	団体役員・職員

2. 会計学教育と企業倫理

アメリカのある会計学教授は大学院での教育において、会計士の責任や財務諸表の数値の意味について考えさせた³⁾。

教授は実際の会計処理が会計ルールを遵守して

いる実態を明らかにして、次にその会計処理が本当に正しい考え方に立った処理なのかという質問を大学院生に投げかけて、学生たちと一緒に「正しい」会計を追求する議論を始めた。教授は学部学生には「会計学はどのようなものと思いますか」と質問して、学生の答えを聞いた後、「会計、会計業務、そしてアカウンタントはより良い意思決定のためにデータを必要とする人々との間のコミュニケーションに深く関わっている」と述べた。

学生たちにコミュニケーションこそ会計学のコンセプトであることを喚起することから、会計学教育を開始した。教授は「会計学の本質であるコミュニケーションは倫理と深く結びついている」ことを学生に徹底的に教えた。

「会計の倫理的側面の教育は会計のルールや計算の仕方を反復して記憶したとしても決して身につくものではなくて、この課題を自ら理解しようと考えている学生と教師との間の粘り強い継続的な対話を通してはじめて可能となる」とくり返し主張した。

日本の会計学教育では会計の倫理的な教育が行われていないのが実状である。企業不祥事はなぜおこるのかを事例研究において学生との対話を取り入れた形式で時間をかけて学生と一緒に考えていかなければならない。

企業はいろいろな活動を行っており、会計上起りうる不正行為を企業倫理との関わりの上で明らかにしていかなければならない。

企業倫理の意味するところは、広義には「企業内における人間行動、ならびに社会における企業行動に関し、厳格な倫理的基準にもとづく諸要件の充足を求め、その達成にとって有効なあらゆる具体的措置を積極的に推進しようとする社会的動向」である⁴⁾。

このような意味での企業倫理と関わりを持つ具体的な「課題事項」に次のものがある。

(1999年9月24日受理)

* 宇部工業高等専門学校経営情報学科

- ① 競争関係（価格協定、談合入札、不当廉売、産業スパイ、商標特許権侵害、リベート、贈収賄）
- ② 消費者・顧客関係（悪質商法、虚偽・誇大広告、有害商品、欠陥商品）
- ③ 投資者関係（インサイダー取引、損失補填、粉飾決算）
- ④ 従業員関係（作業事故、職場災害、職業病、過労死、雇用差別、プライバシー侵害、性的ハラスメント）
- ⑤ 地域社会関係（自然破壊・災害、工場閉鎖、戦略的・計画倒産）
- ⑥ 政府関係（脱税、贈収賄、不正政治献金）
- ⑦ 地球環境関係（自然破壊、環境汚染）
- ⑧ 国際関係（租税回避、ソーシャルダンピング、不正資金洗浄）

以上のもが企業における日常の業務活動のなかに生ずる可能性がある。

企業倫理の実践を客観的に保証し、組織的に遂行することが、一般的に企業倫理の「制度化」とよばれる。その方法に次のものがある⁵⁾。

- ① 企業倫理担当・専門常設機関の設置（調査・研究、立案・実施、点検・評価の遂行）
- ② 倫理綱領ないし行動憲章の制定・遵守
- ③ 倫理教育・訓練体系の確立
- ④ 倫理関係相談への対応
- ⑤ 内部告発の受容と問題解決の保証
- ⑥ 倫理問題担当役員（エシックス・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー）

多くの企業にはまだ、倫理綱領も無く、コンプライアンス（法令遵守）・プログラムもないが、倫理綱領がある企業でも、コンプライアンス・プログラムの運用や企業倫理実践の方法が十分に確立されているとは言えない。

社員の行動において問い合わせ先をまとめみると表2のようになる。

経営者は、企業倫理を維持管理するために、「制度化」を急がなければならない。「制度化」によって顧客や投資家からの信頼を得ることになる。

企業には「社是社訓」がある。たとえば、ある企業の「経営指針」として次のことが掲げられている⁶⁾。

表2 倫理綱領と遵守体制

社内の照会・相談先	→企業倫理担当部署
社員の行動の問題	→企業倫理担当責任者
役員・社員の倫理綱領の	→弁護士・監査 照会・相談 法人

- ・顧客の満足を第一とし、ベタープロダクツ・ベターサービスを提供する。
- ・広く科学・技術を追求し、新しい価値を創造する。
- ・社員の個性を伸ばし、十分に発揮させる。
- ・個々の組織の主体性を活かし、力強い総合力に結びつける。
- ・良き企業市民として行動する。
- ・収益性を高め、活力ある発展と社会への還元を図る。

この企業はこのような「社是社訓」がありながら最近不祥事を起こしている。「社是社訓」は経営者や社員の「行き過ぎた業績至上主義」による行動の抑止策にはなっていない。

「企業倫理に関するアンケート調査」によると企業不祥事の発生要因として、「行き過ぎた業績至上主義」、や「経営トップのワンマン・独断専行」が上位を占める。抑止策として「経営トップの姿勢・誠実性」が一位に上げられている⁷⁾。

社会的にも信用の高い企業の不正行為が露呈している昨今であるが、何が正しく何が悪いかを考えずに自らの利益を追求しつづけた結果、日本全体が倫理観の希薄な社会になっている。

経営者は正しい哲学を持って、それを基準にして、経営を実践していかなければならない、資本主義経済を支えている経営者は高い倫理観を持ち、すべての企業がフェアで公明正大な経営を行う必要がある⁸⁾。

学校現場での会計学教育では昨今の企業不祥事が何故起るのかという疑問を学生に投げかけて、問題の解決策を学生と一緒に考えていかなければならない。

こうした教育がいまままでの伝統的な会計学教育には欠けている。簿記・会計学の教育は「仕訳に

始まって仕訳で終る」といった簿記技術の習得に徹したものである。

伝統的な会計学教育はまず簿記検定試験のための授業を下級生（1年生から3年生）には行う。上級生（4年生と5年生）には会計学の理論（財務会計、管理会計）を教えている。大学の授業でも同様である。

経営者や従業員は仕訳技術に長けていても遵法精神、誠実さや公正さが欠けると数字の操作（粉飾）が容易にできる。

会計学の教官は経営者や社員の企業倫理に関する事例に基づいて、早期教育の中で会計の倫理的な面を授業に取り入れていかなければならない。

企業倫理を表3のように考える。

表3 企業倫理の範疇

商法・法人税法・証券取引法等の法律
企業会原則・社是・社訓・就業規則
倫理憲章・綱領・経営理念

つぎに海外での企業倫理教育をみていくことにする。

3. ハーバードビジネス・スクールでの

企業倫理教育

プロフェッショナル・スクールが養成する職業倫理は表4のようにまとめることができる。

ロー・スクールとメディカル・スクールは代表的なプロフェッショナル・スクールである

ハーバード大学には、法律家を養成するロー・スクール、医師を養成するメディカル・スクールと経営者・ビジネスマンのためのビジネス・スクールがある。ビジネス・スクールの教育法（ケース・メソッド）はロー・スクールをならったものだといわれている⁹⁾。

表4 プロフェッショナル・スクール

ロー・スクール → 法律家 → 職業倫理
メディカル・スクール → 医師 → 職業倫理
ビジネス・スクール → 経営者 → 職業倫理 (ビジネスマン) 企業倫理

ビジネス・スクールは、企業経営者の職業としての確立の動きに対応してアメリカの諸大学で設置されている。

職業としての経営者やビジネスマンに必要な知識や技術を習得させるには従来の職業訓練校でもできるが、ビジネススクールでは学生に対して職業の基礎にあるところの何らかの倫理を教育しなければならないとする。

職業としての法律家や医師は、普遍的な価値に支えられた明確な職業倫理をもっているのに対し、職業としての経営者やビジネスマンには、確固とした職業倫理（企業倫理）がない。

ハーバードビジネス・スクールでは、専門職業人としての経営者やビジネスマンを養成する以上、専門職業を支える職業倫理（企業倫理）も学生にケース・メソッド（事例研究）で指導している。

ビジネス教育にはリーダーシップ、倫理、および企業責任の議論が含まれるという¹⁰⁾

ある教授は経営教育に関する報告書のなかで次のように述べる。「ビジネス教育は、能力だけではなく責任にも関心を示さなければならないし、技能だけでなくビジネスマンたちの態度にも関心を示さなければならない。」「ビジネス・スクールは、学生に社会的責任の意識と企業倫理の高い基準をもたせるためにできるだけのことをする義務がある。」

学生が基本的技能や知識、経営的視野を有するだけでなく、将来手に入れられる権力的地位に当然求められる一段と高い道徳的意識および社会的責任の意識をもつ専門職業人を教育することにある。

そこでは思慮深く、時間をかけた幅広い討論がある。何十年か後の課題が成功裡に実現されるための、将来の指導者たちの発達させるべき特性に

についての討論が期待されている。

すべての学生が、実務においてうまくやるために必要なあらゆる種類の判断力を教育から得るといことは決してあり得ないとし、しかし、専門職教育はこれらの資質のいくつかを身につけさせることができるという。

ハーバード・ビジネススクールでは倫理教育が重視されており、その特徴はケース・メソッドである。大学院の修士課程を修了するまでに多くの事例を学ぶことになる。

高専での会計学教育でも、4・5年生の授業でケース・メソッド（企業不祥事—経営者、従業員や会計士が粉飾に関わった事例研究）を授業に取り入れていきたい。

4. 商業道德（倫理）の育成を目指す

会計学教育

学生には、物事の判断にあたっては、常にその本質にさかのぼり、人間としての基本的なモラル、良心にもとづいて何が正しいのかを基準として判断することがもっとも重要であることを身につけさせなければならない。

判断基準には、公平、公正、正義、博愛、謙虚、誠実等がある。

稲盛和夫氏は経営の場において戦略・戦術を考える前に、「人間として何が正しいのか」ということを判断のベースとして考えることにしているという¹³⁾。

この会社では会計処理の基本がある。会計処理においてダブルチェックシステムを取り入れていることである（稲盛 [1998] 111-119頁）。

入出金の管理においては、お金を出し入れする人と、入出金伝票を起す人を必ず分ける。一人で会社経理を行っておればいくらでも勝手なことができ、厳密な管理はできない。それを、防ぐためには、伝票を起す人とお金を扱う人とを必ず分ける必要がある。

現金の取扱いにおいては、業務時間内に適切な頻度で、現金担当者以外のものが現金残高と伝票とをチェックするようにしている。

会社印鑑の取扱いも社員が互いにチェックできるようにしてある。

売掛金については営業担当者と本社経理がそれぞれ売掛金残高と入金を管理する。買掛金については買掛金残高の管理は購買部門が行い、支払いは本社経理が管理する。

他には金庫の管理、物品やサービスの購入、作業屑の処分や自動販売機・公衆電話の現金回収においてもダブルチェックの原則は、金額の大小にかかわらず必ず守らせることにしている。

一見当たり前のことを、確実に守らせることが大事である。指示するだけでなく、経営者自らが、現場に出向き、ときどきチェックしていく。繰り返し、確認していくことによってはじめて、制度は社内に定着していくことになる。

会計上の不正行為はこうしたダブルチェックシステムをとっておれば未然に防ぐことができる。

表5 不正行為防止策

行動基準 → 公平・公正・正義・博愛・謙虚

会計処理 → ダブルチェックシステム

会計士・税理士 → 法令遵守・職業倫理

ここで実際に起きた会計士と会社の不正行為をみていくことにする¹²⁾

①売上高の過大、架空計上と売上原価の過大計上
会社が、売上と売上原価を過大に計上し、売上に見合う額は売掛金を過大に計上し、売上原価に見合う額は棚卸資産を過小に表示、また、架空の売上を計上する。

会計士は監査において売掛金について残高の内容分析を行わず、売上と売上原価については、製品の流れと帳簿書類とを関連させてみる監査を怠り、外国との直接取引部分についても、売掛金の内容の検討を行わないで、これらの事実を看過する。

②子会社に対する貸付金の会計処理

会社が、子会社に対する貸付金のうち、償却すべき債権約13億円を売掛金として計上する。

会計士は貸付金のうち、半額は貸倒引当金を計

上すべきであると認識しながらこれを公表すれば会社の倒産は不可避と考えて意見を付さないで、また売掛金については、会社が売掛金に計上しなければ、国際信用上困ると主張したのを認めてこの意見も付さない。

③ 架空売掛金、前払費用の過大計上と未払費用の過小計上

会社が減価償却を約 1 億円行い、架空売掛金を約 3 億円計上し、前払費用を約 8 億円過大に計上し、未払費用を約 2 億円過小に計上する。

会計士は減価償却についてこの事実を認識しながら意見を付さなく、前払費用については、会社の契約書は作成しないとの言を信じ、契約書の閲覧を省略し、これを看過する。

未払費用については会社の現在値下げ交渉中であり、これを計上しても無意味であるとの言を信じ、確認の手続きを怠ってこれを看過する。

④ 当座預金の私用流用と架空関係会社の売掛金計上

会社の担当者が約 6 億円の当座預金を簿外にしてこれを私用に流用し、この事実を隠蔽するため、当座預金を取り崩し、また、この穴埋めのため、架空関係会社への売掛金を計上し、支払手形の一部を簿外とする。

会計士は預金については、預金残高証明書と会社が作成した銀行勘定調整表により検討したのみで、当座預金照合表の外部証拠による検討を行っていない。

売掛金についても、インボイス等の外部証拠による検討を行っていない。支払手形については、支払手形の発行控えと補助簿および期末残高明細表とを全数字について照合したのみで、関連項目、たとえば買掛金、現金預金関係記録との照合をしていない。これらの各事実を看過し、会社が金融対策上から、売掛金の一部を受取手形に振替え計上している事実をしりながら、利益に影響しないものであり、金融対策上の必要悪であるからという会社側の説明を容認して意見を付していない。

⑤ 支払い承諾の過小計上

会社が作成した財務書類に、支払承諾 (115 億 85 百万円) の過小計上が行われている。

会計士は必要と認めた監査手続を実施しない

し、また、代替として実施した手続も十分でなかったため、簿外保証発見の可能性の芽をつんだことは、相当の注意を怠り虚偽、錯誤または脱漏を看過する。

会計士は、支払保証に関する監査手続として、社長捺印簿等の閲覧が必要であると認めながら、過去においてその提出を断られた経緯があることから閲覧簿の提出を求めることがない。

その代替手続として、債務者に対する確認を実施しているが、確認にあたって、その発送に立ち会っていない。一定額以上の全債務者に対し洩れなく確認状が発送されているかどうかについてチェックを行っていないことは、十分とは言えない。

資金貸出金融機関に対する確認についても、会社の協力が得られず、実施していない。

これらの手続が行われていれば、簿外保証発見の可能性があったのであるから、会計士としては、相当の注意を怠って、会社の重大な虚偽、錯誤または脱漏を看過して意見表明を行っている。

表 6 不正行為

会計士 → 商法・証券取引法・監査基準・ 監査実施準則・企業会計原則・公認会計士協会の会則違反 社長・役員・従業員 → 商法・証券取引法 企業会計原則・社是・社訓 就業規則・倫理綱領違反

5. 終わりに

学校現場でも「人間として何が正しいのか」の観点から、企業倫理に反した事例を教材にして討論形式でじっくりと時間をかけて取り掛かり学習をしていきたい。

簿記・会計学教育において「仕訳に始まって仕訳で終る」といった簿記技術の習得だけを重視した教育は改めなければならない。

経営者・経理担当者や会計士・税理士を目指す学生が法令を遵守して、しっかりと判断基準

(公平・公正・正義・博愛・謙虚)をもって会計処理ができるように簿記・会計学の担当教官は指導していかなければならない。

引用文献

- 1) 澤 昭人・濱本明：図解 ひとめでわかる会計ビッグバン 東洋経済新報社，1，1999.
- 2) 久田愛雄：新会計基準を批判する，臨時増刊 新会計基準の衝撃，61，1999.
- 3) 佐藤康男：アメリカの大学（院）におけるビジネス倫理教育，企業会計第 49 巻第 6 号，106-107，1997.
- 4) 中村瑞穂：「企業と社会」の理論と企業倫理，明治大学論叢第 77 巻第 1 号，115-116，1994.
- 5) 田中宏司：コンプライアンス経営，生産性出版，108-109，1998.
- 6) 社会経済生産性本部編：社是社訓第 3 版，生産性出版，296，1998.
- 7) 日本監査役協会：企業倫理に関するアンケート調査を公表，企業会計第 49 巻第 6 号，15，1997.
- 8) 稲盛和夫：稲盛和夫の実学—経営と会計，日本経済新聞社，160-161，1998.
- 9) 土屋守章：ハーバード・ビジネス・スクールにて，中公新書，64-68，1989.
- 10) Thomas R. Piper, *Can ETHICS BE TAUGHT ?* 小林俊治・山口善昭訳，ハーバードで教える企業倫理，生産性出版，26-31，1995.
- 11) 稲盛和夫前掲書，111-119.
- 12) 守屋俊晴：監査の実践技法 第 2 版，中央経済社，140-147，1996.